

7. 中核機関

(1) 協議会の調整機関(表11)

児童福祉法第25条の2第4項に規定する要保護児童対策調整機関(以下「調整機関」という。)の設置について調査したところ、「調整機関を設置済」が592か所(60.5%)であった。

調整機関は、児童福祉主管課、母子保健主管課、母子保健・児童福祉主管課が多く、福祉事務所もあった。

表11 要保護児童対策調整機関の指定状況

(平成17年6月1日現在)

	協議会設置数・予定数	調整機関を設置済		調整機関未定		調整機関未設置		無回答		合計		
		数	数	%	数	%	数	%	数	%	数	%
全体	979	592	60.5	71	7.3	17	1.7	299	30.5	979	100.0	
都道府県	市・区(30万以上)	42	31	73.8	4	9.5	0	0.0	7	16.7	42	100.0
	市・区(10万～30万未満)	125	100	80.0	7	5.6	1	0.8	17	13.6	125	100.0
	市・区(10万未満)	272	174	64.0	18	6.6	5	1.8	75	27.6	272	100.0
	町	462	246	53.2	31	6.7	7	1.5	178	38.5	462	100.0
	村	71	35	49.3	11	15.5	4	5.6	21	29.6	71	100.0
指定都市	7	6	85.7	0	0.0	0	0.0	1	14.3	7	100.0	

(2) 調整機関におけるコーディネーターの配置状況(表12、13)

調整機関に常勤職員のコーディネーターを配置しているのは474か所(48.4%)、非常勤職員を配置しているのは、86か所(8.8%)であった。
未配置の理由としては、兼務で対応している、財政上困難である、適任者がいない、が多かった。

協議会設置済みの市町村のうち調整機関に常勤職員のコーディネーターを配置しているのは69か所(62.2%)、非常勤職員を配置しているのは、18か所(16.2%)であった。

表12 要保護児童対策調整機関におけるコーディネーターの設置状況

(平成17年6月1日現在)

	協議会設置数・予定数	常勤職員設置		うち常勤・非常勤重複設置		非常勤職員設置		検討中・未定		設置していない		無回答		合計		
		数	数	%	数	%	数	%	数	%	数	%	数	%	数	%
全体	979	474	48.4	32	3.3	86	8.8	57	5.8	257	26.3	137	14.0	979	100.0	
都道府県	市・区(30万以上)	42	24	57.1	5	11.9	7	16.7	4	9.5	6	14.3	6	14.3	42	100.0
	市・区(10万~30万未満)	125	79	63.2	10	8.0	17	13.6	5	4.0	24	19.2	10	8.0	125	100.0
	市・区(10万未満)	272	139	51.1	12	4.4	42	15.4	17	6.3	54	19.9	32	11.8	272	100.0
	町	462	203	43.9	4	0.9	18	3.9	23	5.0	143	31.0	79	17.1	462	100.0
	村	71	25	35.2	0	0.0	1	1.4	8	11.3	27	38.0	10	14.1	71	100.0
指定都市	7	4	57.1	1	14.3	1	14.3	0	0.0	3	42.9	0	0.0	7	100.0	

表13 要保護児童対策調整機関におけるコーディネーターの設置状況(協議会設置済市町村)

(平成17年6月1日現在)

	協議会設置数	常勤職員設置		うち常勤・非常勤重複設置		非常勤職員設置		検討中・未定		設置していない		無回答		合計		
		数	数	%	数	%	数	%	数	%	数	%	数	%	数	%
全体	111	69	62.2	10	9.0	18	16.2	1	0.9	28	25.2	5	4.5	111	100.0	
都道府県	市・区(30万以上)	9	7	77.8	1	11.1	1	11.1	0	0.0	2	22.2	0	0.0	9	100.0
	市・区(10万~30万未満)	11	8	72.7	4	36.4	4	36.4	0	0.0	2	18.2	1	9.1	11	100.0
	市・区(10万未満)	31	22	71.0	5	16.1	7	22.6	0	0.0	7	22.6	0	0.0	31	100.0
	町	55	31	56.4	0	0.0	5	9.1	1	1.8	15	27.3	3	5.5	55	100.0
	村	4	0	0.0	0	0.0	1	25.0	0	0.0	2	50.0	1	25.0	4	100.0
指定都市	1	1	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	100.0	

(3) 協議会に課せられた守秘義務の効果 (表14)

協議会に課せられた守秘義務の効果については、「特に変化なし」が410か所(41.9%)、「機関間の情報提供・収集がしやすくなった」が363か所(37.1%)であった。

「さらに改善すべき点がある」と回答したのは49か所(5.0%)であり、具体的には、守秘義務について関係者に確実に理解してもらうこと、が多かった。

表14 要保護児童対策地域協議会に課せられた守秘義務の効果 《複数回答》 (平成17年6月1日現在)

		協議会設置 数・予定数	機関間の情報提供・ 収集がしやすくなっ た		特に変化なし		さらに改善 すべき点	
			数	数	%	数	%	数
全 体		979	363	37.1	410	41.9	49	5.0
都 道 府 県	市・区(30万以上)	42	23	54.8	8	19.0	3	7.1
	市・区(10万～30万未満)	125	66	52.8	41	32.8	12	9.6
	市・区(10万未満)	272	117	43.0	108	39.7	15	5.5
	町	462	141	30.5	215	46.5	12	2.6
	村	71	13	18.3	35	49.3	5	7.0
指 定 都 市		7	3	42.9	3	42.9	2	28.6

(4) ネットワークの中核機関(表15)

事務局業務を担う中核機関としての役割をもつ機関を調査したところ、児童福祉主管課が276か所(40.2%)と最も多く、次に、児童福祉・母子保健統合主管課(児童福祉が主担当)が多く、143(20.8%)であった。「その他の機関」では、子ども家庭支援センター、社会福祉協議会が多かった。

表15 児童虐待防止ネットワークの中核機関

(平成17年6月1日現在)

	ネットワーク設置数・予定数	児童福祉主管課		母子保健主管課		児童福祉・母子保健統合主管課		児童福祉が主担当		母子保健が主担当		児童福祉・母子保健両方で担当		障害福祉主管課		児童相談所		
		数	%	数	%	数	%	数	%	数	%	数	%	数	%	数	%	
全体	686	276	40.2	26	3.8	249	36.3	143	20.8	27	3.9	79	11.5	19	2.8	18	2.6	
都道府県	市・区(30万以上)	26	20	76.9	1	3.8	5	19.2	3	11.5	1	3.8	1	3.8	0	0.0	0	0.0
	市・区(10万～30万未満)	57	41	71.9	1	1.8	3	5.3	2	3.5	1	1.8	0	0.0	0	0.0	4	7.0
	市・区(10万未満)	166	94	56.6	6	3.6	20	12.0	11	6.6	2	1.2	7	4.2	2	1.2	3	1.8
	町	370	103	27.8	16	4.3	192	51.9	111	30.0	21	5.7	60	16.2	16	4.3	8	2.2
	村	60	16	26.7	2	3.3	28	46.7	16	26.7	2	3.3	10	16.7	1	1.7	0	0.0
指定都市	7	2	28.6	0	0.0	1	14.3	0	0.0	0	0.0	1	14.3	0	0.0	3	42.9	
(参考)平成16年度	1,243	508	40.9	73	5.9	421	33.9	247	19.9	65	5.2	109	8.8	47	3.8	65	5.2	

教育委員会		福祉事務所		福祉事務所 (家庭児童相談室)		保健センター		保健所		法務局		警察署		その他の機関		特定していない	
数	%	数	%	数	%	数	%	数	%	数	%	数	%	数	%	数	%
35	5.1	25	3.6	36	5.2	23	3.4	6	0.9	1	0.1	6	0.9	36	5.2	9	1.3
0	0.0	0	0.0	2	7.7	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	3.8	3	11.5
1	1.8	1	1.8	5	8.8	1	1.8	0	0.0	0	0.0	0	0.0	7	12.3	0	0.0
7	4.2	18	10.8	23	13.9	5	3.0	1	0.6	0	0.0	1	0.6	9	5.4	1	0.6
23	6.2	3	0.8	5	1.4	15	4.1	4	1.1	1	0.3	5	1.4	15	4.1	4	1.1
4	6.7	1	1.7	0	0.0	2	3.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2	3.3	1	1.7
0	0.0	2	28.6	1	14.3	0	0.0	1	14.3	0	0.0	0	0.0	2	28.6	0	0.0
73	5.9	59	4.7	80	6.4	42	3.4	9	0.7	0	0.0	8	0.6	103	8.3	4	0.3

8. 活動内容

(1) 機関連絡会議の開催(表16)

代表者会議の開催は1,129か所(67.8%)、実務者会議の開催は1,094か所(65.7%)、個別ケース検討会議は1,299か所(78.0%)で、個別ケース検討会議が最も多く開催されていた。(表16-1、16-2、16-3)

開催時期は、代表者会議については、定期開催が614か所(54.4%)、不定期開催が509か所(45.1%)であったが、実務者会議では定期開催が440か所(40.2%)、不定期開催が647か所(59.1%)、個別ケース検討会議では定期開催が99か所(7.6%)、不定期開催が1,192か所(91.8%)となっており、実務的な会議になるに従って随時開催されている。

会議の開催回数は、代表者会議では、年1回が660か所(58.5%)であり、年2~3回と併せると91.0%となっている。実務者会議では、年1~4が649か所(59.3%)であり、年5~12回の開催も261か所(23.9%)あった。個別ケース検討会議では、年1~6回の開催が568か所(43.7%)、年7~12回が218か所(16.8%)、年13回以上も176か所(13.6%)あった。

表16 要保護児童対策地域協議会又は児童虐待防止ネットワークにおける機関連絡会の開催状況《複数回答》

(平成17年6月1日現在)

表16-1 代表者会議の開催

	協議会・ネットワークの設置数・予定数	機関連絡会 代表者会議		開催状況						開催回数										
				定期開催		不定期開催		無回答		年1回開催		年2~3回開催		年4回以上開催		その他		無回答		
				数	%	数	%	数	%	数	%	数	%	数	%	数	%	数	%	
全体	1,665	1,129	67.8	614	54.4	509	45.1	6	0.5	660	58.5	367	32.5	16	1.4	1	0.1	85	7.5	
都道府県	市・区(30万以上)	68	65	95.6	48	73.8	17	26.2	0	0.0	27	41.5	34	52.3	1	1.5	0	0.0	3	4.6
	市・区(10万~30万未満)	182	162	89.0	108	66.7	54	33.3	0	0.0	93	57.4	63	38.9	1	0.6	0	0.0	5	3.1
	市・区(10万未満)	438	333	76.0	195	58.6	136	40.8	2	0.6	194	58.3	120	36.0	5	1.5	0	0.0	14	4.2
	町	832	485	58.3	228	47.0	253	52.2	4	0.8	307	63.3	117	24.1	8	1.6	1	0.2	52	10.7
	村	131	72	55.0	26	36.1	46	63.9	0	0.0	35	48.6	25	34.7	1	1.4	0	0.0	11	15.3
指定都市	14	12	85.7	9	75.0	3	25.0	0	0.0	4	33.3	8	66.7	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
(参考)平成16年度	1,243	841	67.7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

表16-2 実務者会議の開催

(平成17年6月1日現在)

	協議会・ネットワークの設置数・予定数	機関連絡会実務者会議		定期開催		不定期開催		無回答		年1~2回開催		年3~4回開催		年5~12回開催		年13回以上開催		その他(「随時」等)		無回答		
		数	数	%	数	%	数	%	数	%	数	%	数	%	数	%	数	%	数	%	数	%
全体	1,665	1,094	65.7	440	40.2	647	59.1	7	0.6	369	33.7	280	25.6	261	23.9	10	0.9	7	0.6	167	15.3	
都道府県	市・区(30万以上)	68	56	82.4	36	64.3	20	35.7	0	0.0	14	25.0	13	23.2	19	33.9	3	5.4	0	0.0	7	12.5
	市・区(10万~30万未満)	182	149	81.9	96	64.4	53	35.6	0	0.0	28	18.8	44	29.5	63	42.3	4	2.7	1	0.7	9	6.0
	市・区(10万未満)	438	310	70.8	142	45.8	167	53.9	1	0.3	99	31.9	83	26.8	87	28.1	2	0.6	3	1.0	36	11.6
	町	832	496	59.6	143	28.8	348	70.2	5	1.0	194	39.1	121	24.4	82	16.5	1	0.2	3	0.6	95	19.2
	村	131	74	56.5	16	21.6	57	77.0	1	1.4	33	44.6	13	17.6	8	10.8	0	0.0	0	0.0	20	27.0
指定都市	14	9	64.3	7	77.8	2	22.2	0	0.0	1	11.1	6	66.7	2	22.2	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
(参考)平成16年度	1,243	785	63.2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

表16-3 個別ケース検討会議の開催

(平成17年6月1日現在)

	協議会・ネットワークの設置数・予定数	機関連絡会個別ケース検討会議		定期開催		不定期開催		無回答		年1~6回開催		年7~12回開催		年13~24回開催		年25回以上開催		その他(「随時」等)		無回答		
		数	数	%	数	%	数	%	数	%	数	%	数	%	数	%	数	%	数	%	数	%
全体	1,665	1,299	78.0	99	7.6	1,192	91.8	8	0.6	568	43.7	218	16.8	79	6.1	97	7.5	26	2.0	311	23.9	
都道府県	市・区(30万以上)	68	60	88.2	4	6.7	56	93.3	0	0.0	8	13.3	12	20.0	4	6.7	23	38.3	1	1.7	12	20.0
	市・区(10万~30万未満)	182	167	91.8	12	7.2	154	92.2	1	0.6	31	18.6	37	22.2	29	17.4	37	22.2	4	2.4	29	17.4
	市・区(10万未満)	438	375	85.6	35	9.3	338	90.1	2	0.5	134	35.7	92	24.5	39	10.4	30	8.0	3	0.8	77	20.5
	町	832	601	72.2	43	7.2	554	92.2	4	0.7	340	56.6	73	12.1	6	1.0	5	0.8	17	2.8	160	26.6
	村	131	86	65.6	2	2.3	83	96.5	1	1.2	51	59.3	2	2.3	1	1.2	0	0.0	1	1.2	31	36.0
指定都市	14	10	71.4	3	30.0	7	70.0	0	0.0	4	40.0	2	20.0	0	0.0	2	20.0	0	0.0	2	20.0	
(参考)平成16年度	1,243	906	72.9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

(2) 研修会等の開催(表17)

協議会及びネットワークの活動内容のうち、「研修会」は690か所(41.4%)、「保護者・住民等への講演会・学習会」が316か所(19.0%)で実施されていた。その他の活動としては、リーフレットの作成・配布等とおおしての普及啓発活動が殆どであった。

表17 要保護児童対策地域協議会又は児童虐待防止ネットワークにおける研修等の開催状況《複数回答》

表17-1 研修会の開催

(平成17年6月1日現在)

	協議会・ネットワークの設置数・予定数	研修会		定期開催		不定期開催		無回答		年2回以内開催		年3~4回開催		年5回以上開催		その他(「随時」等)		無回答		
		数	数	%	数	%	数	%	数	%	数	%	数	%	数	%	数	%	数	%
全体	1,665	690	41.4	169	24.5	512	74.2	9	1.3	534	77.4	60	8.7	28	4.1	3	0.4	65	9.4	
都道府県	市・区(30万以上)	68	48	70.6	7	14.6	41	85.4	0	0.0	30	62.5	6	12.5	7	14.6	0	0.0	5	10.4
	市・区(10万~30万未満)	182	119	65.4	28	23.5	89	74.8	2	1.7	87	73.1	14	11.8	9	7.6	0	0.0	9	7.6
	市・区(10万未満)	438	203	46.3	61	30.0	139	68.5	3	1.5	161	79.3	21	10.3	5	2.5	1	0.5	15	7.4
	町	832	271	32.6	64	23.6	204	75.3	3	1.1	220	81.2	17	6.3	4	1.5	2	0.7	28	10.3
	村	131	40	30.5	5	12.5	34	85.0	1	2.5	32	80.0	1	2.5	0	0.0	0	0.0	7	17.5
指定都市	14	9	64.3	4	44.4	5	55.6	0	0.0	4	44.4	1	11.1	3	33.3	0	0.0	1	11.1	
(参考)平成16年度	1,243	542	43.6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

表17-2 保護者・住民を対象にした講演会・学習会

(平成17年6月1日現在)

	協議会・ネットワ-クの設置数・予定数	講演会、学習会		定期開催		不定期開催		無回答		年1回開催		年2回開催		年3回以上開催		その他(「未定」等)		無回答		
		数	数	%	数	%	数	%	数	%	数	%	数	%	数	%	数	%	数	%
全 体	1,665	316	19.0	70	22.2	236	74.7	10	3.2	218	69.0	39	12.3	32	10.1	1	0.3	26	8.2	
都道府県	市・区(30万以上)	68	35	51.5	9	25.7	26	74.3	0	0.0	21	60.0	4	11.4	9	25.7	0	0.0	1	2.9
	市・区(10万~30万未満)	182	62	34.1	19	30.6	42	67.7	1	1.6	41	66.1	10	16.1	6	9.7	0	0.0	5	8.1
	市・区(10万未満)	438	109	24.9	24	22.0	80	73.4	5	4.6	78	71.6	8	7.3	14	12.8	0	0.0	9	8.3
	町	832	86	10.3	14	16.3	68	79.1	4	4.7	60	69.8	12	14.0	3	3.5	1	1.2	10	11.6
	村	131	20	15.3	2	10.0	18	90.0	0	0.0	15	75.0	4	20.0	0	0.0	0	0.0	1	5.0
指 定 都 市	14	4	28.6	2	50.0	2	50.0	0	0.0	3	75.0	1	25.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
(参考)平成16年度	1,243	239	19.2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

表17-3 その他(リーフレットの配布等)

(平成17年6月1日現在)

	協議会・ネットワ-クの設置数・予定数	その他		定期開催		不定期開催		無回答		年1回開催		年2回開催		年3回以上開催		その他(「未定」等)		無回答		
		数	%	数	%	数	%	数	%	数	%	数	%	数	%	数	%	数	%	
全 体	1,665	81	4.9	23	28.4	51	63.0	7	8.6	33	40.7	13	16.0	22	27.2	1	1.2	12	14.8	
都道府県	市・区(30万以上)	68	14	20.6	7	50.0	6	42.9	1	7.1	3	21.4	0	0.0	8	57.1	0	0.0	3	21.4
	市・区(10万~30万未満)	182	17	9.3	4	23.5	12	70.6	1	5.9	6	35.3	4	23.5	5	29.4	0	0.0	2	11.8
	市・区(10万未満)	438	20	4.6	6	30.0	13	65.0	1	5.0	9	45.0	5	25.0	4	20.0	0	0.0	2	10.0
	町	832	24	2.9	6	25.0	15	62.5	3	12.5	12	50.0	3	12.5	4	16.7	1	4.2	4	16.7
	村	131	4	3.1	0	0.0	4	100.0	0	0.0	2	50.0	1	25.0	0	0.0	0	0.0	1	25.0
指 定 都 市	14	2	14.3	0	0.0	1	50.0	1	50.0	1	50.0	0	0.0	1	50.0	0	0.0	0	0.0	
(参考)平成16年度	1,243	168	13.5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

9. 活動上の困難点

協議会又はネットワークの活動上の困難点を調査したところ、「事務局に負担が集中してしまう」が749か所(45.0%)、「効果的な運営方法が分からない」が714か所(42.9%)、次いで「スーパーバイザーがない」が697か所(41.9%)となっている。(表18)

「その他」には、職員の専門性の不足、事務処理の煩雑さ、があった。

表18 要保護児童対策地域協議会又は児童虐待防止ネットワークにおける活動上の困難点 《複数回答》 (平成17年6月1日現在)

	協議会・ネット ワークの設置数・ 予定数	効果的な運営 方法がわから ない		関係機関の 協力が得ら れにくい		参加者が定 着せず、積み 上げができ ない		事務局に負担 が集中してし まう		スーパーバ イザーがい ない		予算・人員の 確保が困難		その他		
		数	数	%	数	%	数	%	数	%	数	%	数	%	数	%
全 体	1,665	714	42.9	44	2.6	128	7.7	749	45.0	697	41.9	599	36.0	49	2.9	
都道府県	市・区(30万以上)	68	22	32.4	4	5.9	11	16.2	36	52.9	34	50.0	28	41.2	0	0.0
	市・区(10万～30万未満)	182	73	40.1	11	6.0	18	9.9	99	54.4	72	39.6	77	42.3	7	3.8
	市・区(10万未満)	438	186	42.5	12	2.7	35	8.0	215	49.1	191	43.6	157	35.8	11	2.5
	町	832	359	43.1	14	1.7	56	6.7	340	40.9	351	42.2	288	34.6	24	2.9
	村	131	69	52.7	2	1.5	6	4.6	51	38.9	44	33.6	45	34.4	5	3.8
指 定 都 市	14	5	35.7	1	7.1	2	14.3	8	57.1	5	35.7	4	28.6	2	14.3	
(参考)平成16年度	1,243	437	35.2	95	7.6	87	7.0	353	28.4	420	33.8	302	24.3	88	7.1	

10. 工夫点

ネットワークの中で、特に工夫している点を調査したところ、以下のとおりである。

	工夫点
会議の運営に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会議に参加しやすい日程、時間を設定する。 ・ より多く会議を開催する。 ・ 会議に欠席した場合の情報共有(議事録を送付)を徹底する。 ・ 個別事例をなるべく多く共有する。 ・ 個別ケースの検討のみでなく、学習会も開催する。 ・ 必要に応じて随時ケース会議を実施し、切れ目のない支援を実施する。 ・ 事例は事前に事務局に報告してもらい、あらかじめ必要な情報を収集する。 ・ 児童虐待の発生予防に重点を置いた情報交換を行う。 ・ 継続的に個別事例の状況を確認する。 ・ 必要に応じて協力機関以外からも会議に出席してもらう。 ・ 民生・児童委員代表者の参加により、地域全体で児童虐待防止に取り組めるようにしている。 ・ 民間団体、民間人を含めた幅広い委員で構成する。 ・ 全体会とは別に地区別会議を実施している。 ・ 複数の課で事務局を担当している。 ・ 守秘義務に関連して、具体的に守る事項を説明している。
活動全般に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童虐待に対する考え方を共有する。 ・ 関係機関の相互理解を深める工夫をする(定期的な情報交換、協力機関への訪問) ・ 通告窓口の住民への周知を図っている。(児童虐待予防・対応の窓口一覧の作成) ・ 制度改正に関する職員への研修をタイミングよく実施する。 ・ 各団体を代表する委員から、各会員に児童虐待対策について周知を図る。 ・ 独自のチェックシート及び支援評価シートを作成し、効果的な支援を図っている。 ・ 個別支援は複数で担当することにより、いつでも対応できるようにする。

1 1. 設置によるメリット、効果等

協議会又はネットワークを設置したことによるメリットや効果、改善された点等を調査したところ、「連絡調整や情報共有がスムーズになった」1,123か所(67.4%)と最も多く、次いで「虐待問題の認識・関心が高まった」1,015か所(61.0%)、「各関係機関の役割が明確になった」792か所(47.6%)、「早期介入ができるようになった」659か所(39.6%)となっている(表19)。

「その他」の意見では、設置してから間もないため効果が明確でない、が多かった。

表19 要保護児童対策地域協議会又は児童虐待防止ネットワークの設置による、メリット、効果、改善された点 《複数回答》

(平成17年6月1日現在)

	協議会・ネット ワークの設置数・ 予定数	連絡調整・ 情報共有		各関係機関の 役割明確化		早期介入		虐待事例 の減少		死亡例、重 症例の減少		虐待問題の認 識・関心の高 まり		その他		
		数	数	%	数	%	数	%	数	%	数	%	数	%	数	%
全 体	1,665	1,123	67.4	792	47.6	659	39.6	58	3.5	89	5.3	1,015	61.0	41	2.5	
都道府県	市・区(30万以上)	68	63	92.6	44	64.7	43	63.2	0	0.0	3	4.4	58	85.3	1	1.5
	市・区(10万～30万未満)	182	159	87.4	117	64.3	101	55.5	3	1.6	18	9.9	147	80.8	6	3.3
	市・区(10万未満)	438	314	71.7	229	52.3	194	44.3	19	4.3	31	7.1	285	65.1	6	1.4
	町	832	513	61.7	347	41.7	278	33.4	33	4.0	33	4.0	451	54.2	19	2.3
	村	131	60	45.8	44	33.6	35	26.7	2	1.5	2	1.5	60	45.8	9	6.9
指 定 都 市	14	14	100.0	11	78.6	8	57.1	1	7.1	2	14.3	14	100.0	0	0.0	
(参考)平成16年度	1,243	942	75.8	643	51.7	485	39.0	47	3.8	56	4.5	872	70.2	60	4.8	

12. 機能充実のための課題

協議会又はネットワークの機能充実のための課題を示すと以下のとおりである(表20)。

「効果的な会議のあり方の工夫が必要」が1,028か所(61.7%)と最も多く、次いで「関係機関に対する虐待防止の意識付けが必要」としたところが852か所(51.2%)、「児童相談所と関係機関の役割の明確化が必要」としたところが786か所(47.2%)となっている。

「専門職の雇用等、人材確保が必要(職種等)」としたところは578か所(34.7%)となっており、具体的には、児童福祉司、社会福祉士、カウンセラー等の心理職、医師、保健師、弁護士等の確保が必要という意見が多かった。

表20 要保護児童対策地域協議会又は児童虐待防止ネットワーク機能充実のための課題 《複数回答》 (平成17年6月1日現在)

	協議会・ネットワーク の設置数・予定 数	専門職の雇用 等、人材の確保 が必要(職種等)		専門職の雇用 等、人材の確保 が必要(経費 等)		児童相談所と 関係機関の役 割の明確化が 必要		効果的な会議の あり方の工夫が 必要		関係機関に対す る虐待防止の意 識づけが必要		その他		
		数	数	%	数	%	数	%	数	%	数	%	数	%
全 体	1,665	578	34.7	406	24.4	786	47.2	1,028	61.7	852	51.2	46	2.8	
都道府県	市・区(30万以上)	68	28	41.2	19	27.9	42	61.8	53	77.9	42	61.8	3	4.4
	市・区(10万～30万未満)	182	81	44.5	65	35.7	119	65.4	145	79.7	124	68.1	8	4.4
	市・区(10万未満)	438	164	37.4	120	27.4	193	44.1	279	63.7	229	52.3	13	3.0
	町	832	275	33.1	186	22.4	369	44.4	468	56.3	388	46.6	17	2.0
	村	131	27	20.6	16	12.2	55	42.0	71	54.2	61	46.6	4	3.1
指 定 都 市	14	3	21.4	0	0.0	8	57.1	12	85.7	8	57.1	1	7.1	
(参考)平成16年度	1,243	467	37.6	349	28.1	607	48.8	745	59.9	631	50.8	90	7.2	